

改正証券税制

上場会社の「株券電子化」が来年（2009年）1月5日に予定されています。いわゆる「タンス株券」と呼ばれる手持ちの株券については、株券電子化が実施されると無効となり、株式を一定期間売却できないなどの支障が生じます。そのためにも、証券会社等を通じて「証券保管振替機構」に預託する必要がありますが、その期限が迫っていますので、タンス株券をお持ちの方はお早めに手続きする必要があります。今回は、今年度改正があった証券税制について概要をご紹介します。しかし、今回の金融危機に伴い、軽減税率の延長等の証券税制の改正の可能性もあり、税制は流動的となります。

1. 上場株式等の譲渡益・配当に対する課税の見直し

2009年以降、金融所得(利子・配当・株式譲渡益)に対する課税を原則20%分離課税にそろえることになりました。従って、上場株式等の譲渡益・配当に対する10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率については、2009年以降、本則の20%(所得税15%、住民税5%)に戻すこととなります。

2. 10%軽減課税

(1) 上場株式等譲渡益

2009年～2010年の2年間の特例措置として、500万円以下の上場株式等譲渡益に対する税率は、2008年と同様10%が継続されます。但し、500万円を超える場合は、超える部分につき本則通り20%の税率が適用され、確定申告が必要となります。

(2) 上場株式等の配当金

2009年～2010年の2年間の特例措置として、100万円以下(年間1銘柄当たり1万円以下の配当金は除外)の上場株式等の配当金に対する税率は、2008年と同様10%が継続されます。但し、100万円を超える場合は、超える部分につき本則通り20%の税率が適用され、確定申告が必要となります。

3. 配当所得の申告分離課税選択

配当所得については、従来、確定申告不要か総合課税による確定申告の選択が可能で、確定申告をした場合は、配当控除として原則10%の税額控除を適用することができました。

2009年以降は、確定申告する場合、20%の申告分離課税(配当控除不可)を選択することも可能になりました。但し、100万円以下の部分については、2009～2010年に限って10%の税率となります。

4. 上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算

2009年以降、その年の上場株式等の譲渡損失、又は、その年の前年以前3年内の各年に生じた譲渡損失の繰越分と、配当所得との間で損益通算が適用されるようになりました。2010年以降は、源泉徴収口座内における損益通算が可能となります。

5. 上場株式等の譲渡損益及び配当の課税関係の改正内容と改正時期

	～2008.12	2009.1～2010.12	2011.1～
税率	10%	原則 20% 特例 ・上場株式等譲渡益(500万円以下の部分) 10% ・上場株式等の配当(100万円以下の部分) 10%	20%
源泉徴収税率	10%(申告不要可)	10%(譲渡益500万円以下、配当100万円以下の場合、申告不要可)	20%(申告不要可)
損益通算	—	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 2009.1～ 確定申告による対応 2010.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に	

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

